



令和3年度沖縄県伝統芸能公演 かりゆし芸能公演

公募要領

国立劇場おきなわ公演

移動かりゆし芸能公演

子ども×伝統芸能公演

- ◆申請の流れ . . . P.1
- ◆かりゆし芸能公演事業の概要 . . . P.2
 1. 補助メニューと補助金額
 2. 補助対象者（申請団体）の要件
 3. 補助対象となる事業
 4. 補助対象とならない事業・組織等
 5. 審査の基準について
 6. 申請受付期間
 7. 申請時の提出書類
 8. その他

【募集要項】

- ◆「国立劇場おきなわ公演」 . . . P.7
- ◆別紙 公演実施の候補日一覧 . . . P.11
- ◆「移動かりゆし芸能公演」 . . . P.13
- ◆「子ども×伝統芸能公演」 . . . P.16
- ◆補助対象経費・補助対象外経費 . . . P.19
- ◆交付決定後のお願いと注意点 . . . P.20
- ◆Q&A . . . P.21
- ◆様式集・記入例 . . . 別紙
- ◆配信等のガイドライン . . . 別紙

募集期間

令和3年1月12日(火)
～令和3年2月19日(金)
17:00【必着】

《問い合わせ先》

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1

沖縄産業支援センター6階 605号

公益財団法人沖縄県文化振興会 かりゆし芸能公演担当

[T E L] 098-987-0926

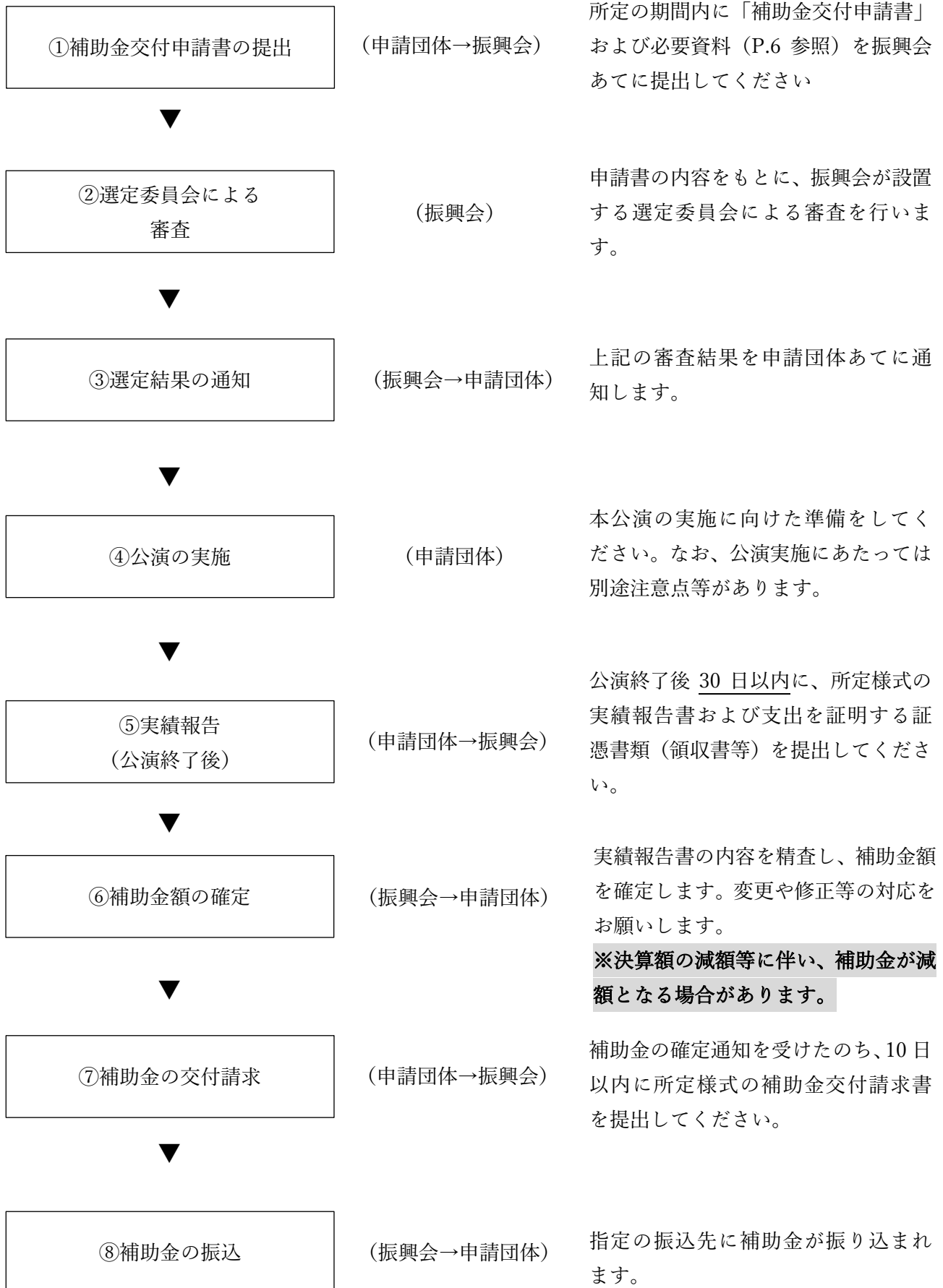
[F A X] 098-987-0928

[M A I L] kariyushi@okicul-pr.jp





申請の流れ





沖縄県伝統芸能公演 かりゆし芸能公演の概要

沖縄県伝統芸能公演 かりゆし芸能公演は、県民及び観光客に伝統芸能の鑑賞機会を提供するほか、若手実演家の育成及び次世代を担う子どもたちが沖縄の伝統芸能に触れる機会を創出することを目的に、(公財)沖縄県文化振興会(以下、振興会)が実施する補助事業です。

補助を受ける団体は、公演実施にあたり適切な経理処理等について、第三者に合理的に説明・立証する必要があります。その取り扱いに注意しつつ、補助事業に係る証拠書類を整理・保管するとともに、資金の収支額を明確にしてください。

1. 補助メニューと補助金額

補助金額は、補助対象経費から収入等を引いた額で、公演区分ごとに以下に定める額が上限となります。

	国立劇場おきなわ公演	移動かりゆし芸能公演	子ども×伝統芸能公演
目的	県民及び観光客に伝統芸能の鑑賞機会を提供するとともに、40歳以下の若手実演家の育成を図る	県民及び観光客に伝統芸能の鑑賞機会を提供するとともに、次世代を担う子どもたちが沖縄の伝統芸能に触れる機会を創出する	県民及び観光客に伝統芸能の鑑賞機会を提供するとともに、次世代を担う子どもたちが沖縄の伝統芸能に触れる機会を創出する
補助メニューの概要	若手実演家の育成を目的に、 <u>国立劇場おきなわ(小劇場)で実施する伝統芸能公演を補助する</u>	若手実演家の育成を目的に、 <u>県内各地の会場で実施する伝統芸能公演を補助する</u>	次世代を担う主に18歳未満の子どもたちが沖縄の伝統芸能に触れる機会を創出することを目的に、 <u>県内各地で実施する伝統芸能公演を補助する</u>
公演の主催者	主催：振興会 共催：(公財)国立劇場おきなわ運営財団 後援：沖縄県	主催：申請団体 共催：振興会 後援：沖縄県	主催：申請団体 共催：振興会 後援：沖縄県
公演日	振興会が設定した公演日枠の中から公演希望日を選択	申請団体が決定	申請団体が決定
公演会場	国立劇場おきなわ 小劇場	申請団体が決定 (沖縄県内に限る)	申請団体が決定 (沖縄県内に限る)
会場使用料負担	振興会	申請団体 ※補助対象経費として計上可	申請団体 ※補助対象経費として計上可
補助金額の上限	琉球舞踊・八重山舞踊 三線等音楽・沖縄民俗芸能 ・・・40万円 組踊 ・・・55万円 沖縄芝居 ・・・75万円	琉球舞踊・八重山舞踊 三線等音楽・沖縄民俗芸能 ・・・50万円 組踊 ・・・65万円 沖縄芝居 ・・・85万円	琉球舞踊・八重山舞踊 三線等音楽・沖縄民俗芸能 ・・・50万円 組踊 ・・・65万円 沖縄芝居 ・・・85万円
募集要項	P.7 参照	P.13 参照	P.16 参照

※各メニューの募集内容については、本要領 P.7 以降の各募集要項を必ずご覧ください。

※「移動かりゆし芸能公演」および「子ども×伝統芸能公演」は令和元年度より実施している新たな補助メニューです。

※令和 3 年度は感染症拡大の状況により従来の方法による公演ができない可能性があるため、通常公演ができなかった場合の対応を想定することとします。

2. 補助対象者（申請団体）の要件

- (1) 沖縄県内に活動の本拠を有する団体であること。
- (2) 現に芸能活動を行っている団体であり、責任をもって制作実施ができること。
- (3) 代表者、所在地及び会計処理が明確であること。
- (4) 一定の活動実績があること。ただし、発足後間もない団体においては、今後の活動計画が定まっていること。
- (5) 感染症の状況を踏まえ、振興会が策定するガイドラインに従い、適切な対応ができること。

- ・法人格を有さない任意団体でも申請できます。
- ・学生の方も本事業に応募できますが、事業の申請（団体の代表者）は成人の方が行ってください。

3. 補助対象となる事業

補助の対象となる事業(以下、補助対象事業)は、県内で実施される沖縄の伝統芸能公演の活動であり、以下の要件を満たす事業とします。ただし、令和3年度については、感染症の状況で通常公演が実施できない場合のオンライン配信等による事業も含むこととします。通常公演からオンライン配信等の公演に変更した場合は、予算の範囲内で別途支援を検討しています。各区分の詳細は、P.7以降の各募集要項をご覧ください。

公演区分	要件
国立劇場 おきなわ公演 (P.7 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県内で実施される、伝統芸能の公演であること ※「国立劇場おきなわ公演」においては、国立劇場おきなわ小劇場で実施すること ※「移動かりゆし芸能公演」においては、申請団体が公演会場・日程を決定すること ・出演者の5割以上を若手(40歳以下)で構成すること ・県内新聞社が主催する審査およびコンクールがある分野の公演においては、原則出演者の全員が、新人賞以上の賞歴があること ※子役等についてはその限りではない
移動かりゆし 芸能公演 (P.13 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統芸能公演を初めて鑑賞する観光客や一般県民向けにプログラム構成等を工夫すること 例 <ul style="list-style-type: none"> ・演目解説者を入れる ・演出的な工夫や伝統を踏まえた新しい取り組みを行う等 ・沖縄芝居および組踊公演には、<u>原則</u>字幕を用意すること
子ども× 伝統芸能公演 (P.16 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県内で実施される、伝統芸能の公演であること ※「子ども×伝統芸能公演」においては、申請団体が公演会場・日程を決定すること ・出演者の2割以上を18歳未満で構成すること ・子どもたちが、沖縄の伝統芸能に親しむことができるなど、理解促進・参加促進の取り組みがあること 例 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが楽しめる伝統芸能体験ワークショップ ・鑑賞ポイントや魅力のわかりやすい説明等、見せ方に工夫のある取り組み ・地域の伝統芸能等に関する講話等 ・沖縄芝居および組踊公演には、<u>原則</u>字幕を用意すること

- ・通常公演が実施できずに動画配信等に切り替える時期は振興会と団体で協議して決定することとします。
- ・通常公演が実施できずに動画配信等を実施する場合、詳細は別紙「配信等のガイドライン」をご参照下さい。

4. 補助対象とならない事業・組織等

- (1) 地方公共団体が実施する活動および地方公共団体を構成員とする実行委員会の活動
- (2) 営利団体、政治団体、宗教団体等及びそれらに関係している団体の申請および活動
- (3) 専ら営利を目的とした公演
- (4) その他、この事業による補助が適当でないと認められる活動

5. 審査の基準について

審査にあたっては、主に以下の点を中心に選定委員会において総合的な評価を行います。

【事業内容】

- 本事業の目的に沿った内容となっているか
- 初めて伝統芸能公演を鑑賞する方や子どもたち等に向けて、プログラムや演出等に工夫があり、理解促進・参加促進につながる取り組みがみられるか
- 補助をするのにふさわしい内容であるか
- 感染症拡大により通常公演が困難となった場合、感染症防止対策を行いつつ、別の適切な方法による実施に円滑に移行できるか。

【実現性】

- 実現可能な公演内容（プログラム構成等）になっているか
- 申請内容を確実に実施できる体制があるか（事務局体制等）
- 過去の活動実績があり、現在も継続的に活動している団体か

【経費】

- 適正な経費で実施される内容であるか
- 補助金が有効に活用される内容であるか

【事業効果】

- 本事業の目的・趣旨に合致した内容であり、本県の文化振興に寄与する事業であるか

※各公演区分（国立劇場おきなわ公演・移動かりゆし芸能公演・子ども×伝統芸能公演）において、直近2カ年に連続して採択されている団体は、次の年度には選定しないこととします。（3年連続での採択はしない）。

※令和2年度新型コロナウイルス感染症拡大防止のため公演を中止した団体が同程度の内容で申請した場合は優先的に採択します。この場合、例外的に3年連続での採択を認めるものとします。

6. 申請受付期間

所定の期間内に補助金交付申請書類一式を振興会あてに提出してください。

区分	対象となる事業の実施期間	申請受付期間
国立劇場おきなわ公演（P.7 参照）	交付決定日以降に開始し、 令和4年2月28日までに終了する公演	令和3年1月12日（火） ～令和3年2月19日 （金） <u>17：00【必着】</u>
移動かりゆし芸能公演（P.10 参照）		
子ども×伝統芸能公演（P.12 参照）		

※書類を持参する場合は、平日9：00～17：00受付。郵送の場合、締切日必着。

※申請受付期間内に振興会あてに届くように申請してください。

7. 申請時の提出書類

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）および別紙（出演者一覧表）
- (2) 収支予算書
- (3) 団体概要書
- (4) その他（団体会則・規約等）

※(1)については感染症拡大により通常公演が困難となった場合の対応方法を申請書に記載した選択肢の中から選んでいただきます。実際に通常公演が出来なくなった場合は変更申請書を提出していただきます。

※申請書類は、原則パソコンで作成してください。

※公演に際し必要となるため、**必ず申請担当者のメールアドレス**を明記してください。

データの送付等がありますので、キャリアメール(@ezweb.ne.jp/@docomo.ne.jp/@i.softbank.jp等)ではなくフリーメールのアドレス(@gmail.com/@yahoo.co.jp等)の使用を推奨します。

※提出書類は、審査における基礎資料となることから、具体的な内容を記載するとともに、記入漏れや誤字脱字、文字切れ等のないようご注意ください。

※申請書類の不備や不明な点がある場合には、事務局から問い合わせをする場合があります。申請担当者は、**必ず**手元に控えをお取りください。一度申請を受け付けた提出書類は返却しません。

8. その他

(1) 個別相談について

申請に際し事前に相談を希望される場合は、**事前に**振興会担当あてにお電話等でお申し込みください。なお、申請締切日近くは時間の確保が難しいため、ご希望に添えない場合があります。ご了承ください。

(2) 募集にあたっての留意点

本事業は、沖縄県からの補助金を受けて実施する事業であり、本公募は当該補助金交付決定の事前準備手続きです。そのため、本事業に関する当該補助金が交付されない場合には、事業が実施されない可能性があるほか、公演予定や予算等の事業内容について変更することがありますので、その旨ご了承の上申請してください。



かりゆし芸能公演 「国立劇場おきなわ公演」 募集要項

1. 目的

「国立劇場おきなわ公演」は、県民及び観光客（来県者）に伝統芸能の鑑賞機会を提供するとともに、若手実演家の育成を図ることを目的に県内の文化団体が国立劇場おきなわ（小劇場）で実施する公演を補助します。また令和3年度はオンライン等での公演の可能性を鑑み、オンライン等で実施する公演も補助の対象とします。

2. 募集する公演分野

琉球舞踊、八重山舞踊、三線等音楽、沖縄民俗芸能、組踊、沖縄芝居

3. 公演会場

国立劇場おきなわ小劇場

4. 申請の方法、公演日程等

かりゆし芸能公演（国立劇場おきなわ公演）として、12公演程度開催します。

P.11～12に記載の日程のうち、様式第1号（補助金交付申請書）の公演希望日欄に、必ず第3希望まで記載してください。なお、公演希望日が複数団体で重複した場合、また劇場の予約状況により、別途調整する場合があります。

また、感染症拡大により通常公演が困難となった場合の対応方法を申請書に記載した選択肢の中から選んでいただきます。実際に通常公演が出来なくなった場合は変更申請書を提出していただきます。配信等に変更した場合は、予算の範囲内で別途支援を検討しています。

5. 補助対象事業の要件

補助の対象となるのは、以下の要件を全て満たす事業です。

- (1) 国立劇場おきなわ（小劇場）で公演を実施すること
- (2) 出演者の5割以上を若手（40歳以下）で構成すること
- (3) 県内新聞社が主催する審査およびコンクールがある分野の公演においては、原則出演者の全員が、新人賞以上の賞歴があること ※子役等についてはその限りではありません
- (4) 伝統芸能公演を初めて鑑賞する観光客や一般県民向けにプログラム構成等を工夫すること
例：演目解説者を入れる・演出的な工夫や伝統を踏まえた新しい取り組みを行う等
- (5) 沖縄芝居および組踊公演には、原則字幕を用意すること
- (6) 補助対象となる事業が、沖縄県および県内市町村の「沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）」を含む国、県、市町村および公的財団などからの助成金または補助金を受けていないこと
- (7) 感染症拡大により通常公演ができない場合に、感染症防止対策を行いつつ、別の適切な方法による実施に円滑に移行できるか。

6. 補助金額の上限

補助金額は対象経費から収入等を差し引いた額で、公演区分ごとに以下に定める額が上限となります。

- | | |
|--------------------------|-------------|
| ①琉球舞踊・八重山舞踊・三線等音楽・沖縄民俗芸能 | ・・・上限 40 万円 |
| ②組踊 | ・・・上限 55 万円 |
| ③沖縄芝居 | ・・・上限 75 万円 |

7. 公演の概要

(1) チケット料金について

公演にかかるチケット料金については、以下のとおりとします。

- ①琉球舞踊、八重山舞踊、三線等音楽、沖縄民俗芸能、組踊
一般 2,000 円（当日 2,500 円） 大学生以下 1,000 円（当日 1,500 円）
- ②沖縄芝居
一般 2,500 円（当日 3,000 円） 大学生以下 1,500 円（当日 2,000 円）

○未就学児は、膝上での鑑賞に限り無料とします。

○各種障がい者手帳をお持ちの方および同伴者 1 名までは、障がい者割引としてチケット料金をお一人当たり 2 割引で販売することとします。

<割引制度>

若い世代や新規来場者の開拓のため下記割引制度をご検討ください。割引制度を設定する場合は振興会にご報告ください。

- ・夫婦鑑賞割
- ・若者お誘い割（ペアのうち 1 名が大学生～30 代）
- ・お誘い割（5 名以上）

一般価格より 1 枚当り 500 円割引

- ・若者口コミ割（大学生以下複数名で来場し、かつ令和 3 年度かりゆし公演の大学生以下のチケット半券提示により 1 名無料

※「大学生以下チケット」「若者お誘い割チケット」については入場時に証明書を確認してください。

○チケットは、感染症の影響により国立劇場おきなわ小劇場の席数分 255 席の 50%、127 席を上限に作成してください。状況により 255 席になる可能性もありますので、振興会と連絡を取り合い、最新の情報をご確認ください。客席の上限を超える入場者があった場合、チケット代金の払い戻しなど、公演団体に対応いただく場合があります。また収容最大席数は収支にも影響しますので慎重に収支計画を行ってください。

○国立劇場おきなわのチケットカウンターで、チケットの販売を行ってください。

○販路を拡大するために WEB 販売も行うこととします。令和 3 年度については振興会において手続きを行います。WEB 購入分のチケット料金については手数料として約 10%の金額が差し引かれた金額が各公演団体の口座に振り込まれます。

○通常公演を行うことができない場合の動画配信等の料金設定については、金額指定を行いませんが、費用対効果を踏まえた料金設定とすることに努めてください。

(2) 会場の使用時間について

リハーサル、公演本番日いずれも、会場の使用時間は午後夜間（13：00～21：30）となります。

※楽屋を含め、21：30 までに必ず退館してください。時間を過ぎた場合は延長料金が発生しますのでご注意ください。

(3) 公演時間について

開場 18：30 開演 19：00（新型コロナウイルス感染症等の影響がある場合はガイドラインによって変更随時）

※公演時間は、休憩時間を含め 90 分以内となるよう演目等を設定してください。

7. その他

(1) 感染症等の影響がある場合は、振興会からのガイドライン等に従ってください。

(2) 振興会が負担する経費について

リハーサルおよび本番当日の国立劇場おきなわ小劇場の会場使用料は振興会が負担します。

※舞台等の施設や設備の使用に最低限必要な業務に協力する職員の人件費、楽屋などの劇場付帯設備の使用料、光熱費を含みます。

ただし、以下のような場合に発生する経費については、申請団体の負担となります。

- ・退館の遅れ等による楽屋等の延長料金
- ・演出等の工夫により国立劇場おきなわが提供できる限度を超え、職員の増員や舞台備品が必要となった場合の職員人件費及び舞台備品費
- ・リハーサル・本番日に楽屋として使用する稽古場使用料等

(感染症の影響がある場合、楽屋は人数が制限され、必要な人数を収容するために部屋を別におさえていただく場合があります)

※いずれも、補助対象経費として計上可能です。

(3) 補助対象経費、補助対象外経費の内訳は、本要領 P.19 を参照してください。その他、ご不明な点は振興会担当あてにお問い合わせください。

(4) 実績確認のため、振興会あてにチケットを 2 枚ご恵与ください。

(5) 公に開かれた事業となるよう、事業広報に努めてください。また、若い世代や新規来場者の開拓に向けた創意工夫にも努めてください。

(6) 成果測定のため、公演当日、来場者を対象としたアンケートを実施して下さい。当日までに指定様式のアンケートおよびクリップペンシルを用意し、折り込み作業や配布、回収作業を行ってください。

※アンケートの印刷費用（印刷製本費）、クリップペンシルの購入費（消耗品費）は補助対象経費として計上可能です。

令和3年度沖縄県伝統芸能公演(かりゆし芸能公演) 希望日(小劇場)

公演数	希望日(小劇場)	区分	内容		
令和3年(2021年)					
1	6月	3日(木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み	
		4日(金)	午後夜間(13:00-21:30)	公演	
2		10日(木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み	
		11日(金)	午後夜間(13:00-21:30)	公演	
3		17日(木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み	
		18日(金)	午後夜間(13:00-21:30)	公演	
4		24日(木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み	
		25日(金)	午後夜間(13:00-21:30)	公演	
5		7月	1日(木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
			2日(金)	午後夜間(13:00-21:30)	公演
6			8日(木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
			9日(金)	午後夜間(13:00-21:30)	公演
7			15日(木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
			16日(金)	午後夜間(13:00-21:30)	公演
8	22日(木)		午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み	
	23日(金)		午後夜間(13:00-21:30)	公演	
9	29日(木)		午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み	
	30日(金)		午後夜間(13:00-21:30)	公演	
10	8月		5日(木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
			6日(金)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み or 公演
			7日(土)	午後夜間(13:00-21:30)	公演
11			19日(木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
		20日(金)	午後夜間(13:00-21:30)	公演	
12		26日(木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み	
		27日(金)	午後夜間(13:00-21:30)	公演	
13		9月	16日(木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
			17日(金)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み or 公演
			18日(土)	午後夜間(13:00-21:30)	公演
14			23日(木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
			24日(金)	午後夜間(13:00-21:30)	公演
15			30日(木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
			10月	1日(金)	午後夜間(13:00-21:30)

16		7日 (木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
		8日 (金)	午後夜間(13:00-21:30)	公演
17		14日 (木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
		15日 (金)	午後夜間(13:00-21:30)	公演
18		21日 (木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
		22日 (金)	午後夜間(13:00-21:30)	公演
19		28日 (木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
		29日 (金)	午後夜間(13:00-21:30)	公演
20		4日 (木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
		5日 (金)	午後夜間(13:00-21:30)	公演
21	11月	11日 (木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
		12日 (金)	午後夜間(13:00-21:30)	公演
22		18日 (木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
		19日 (金)	午後夜間(13:00-21:30)	公演
23		25日 (木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
		26日 (金)	午後夜間(13:00-21:30)	公演
24	12月	9日 (木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
		10日 (金)	午後夜間(13:00-21:30)	公演
25		16日 (木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
		17日 (金)	午後夜間(13:00-21:30)	公演
令和4年(2022年)				
26		6日 (木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
		7日 (金)	午後夜間(13:00-21:30)	公演
27		13日 (木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
		14日 (金)	午後夜間(13:00-21:30)	公演
28	1月	20日 (木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
		21日 (金)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み or 公演
		22日 (土)	午後夜間(13:00-21:30)	公演
29		10日 (木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
		11日 (金)	午後夜間(13:00-21:30)	公演
30	2月	24日 (木)	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
		25日 (金)	午後夜間(13:00-21:30)	公演

※リハーサル日、本番日いずれも、会場の使用時間は午後夜間(13:00~21:30)となります。



かりゆし芸能公演 「移動かりゆし芸能公演」 募集要項

1. 目的

「移動かりゆし芸能公演」は、県民及び来県者に伝統芸能の鑑賞機会を提供するとともに、若手実演家の育成を図ることを目的に、県内の文化団体が原則国立劇場おきなわ以外を会場として実施する公演・イベントを補助します。また令和3年度はオンライン等での公演の可能性を鑑み、オンライン等で実施する公演も補助の対象とします。

2. 募集する公演分野

琉球舞踊、八重山舞踊、三線等音楽、沖縄民俗芸能、組踊、沖縄芝居

3. 公演会場

申請団体が選択できます。(ただし、沖縄県内で実施される公演に限ります。)会場の選定にあたっては使用条件など会場提供者と充分確認の上、申請者が事業の主催者として責任を持って会場の確保を行ってください。会場は、劇場や公民館に限りません。多くの県民が集う場所(大型ショッピングセンター、祭り会場等)や学校公演での実施等これまでにないアイデアも歓迎します。

4. 公演日程等

令和3年6月1日～令和4年2月28日の期間内に、沖縄県内で実施される公演に限ります。

5. 申請方法

公演を希望する会場、公演日程を、様式第1号(補助金交付申請書)の公演希望日欄に記載し、申請してください。

また、感染症拡大により通常公演が困難になった場合の対応方法を申請書に記載した中から選んでいただきます。実際に通常公演が出来なくなった場合は変更申請書を提出していただきます。配信等に変更した場合は、予算の範囲内で別途支援を検討しています

6. 補助対象事業の要件

補助の対象となるのは、以下の要件を全て満たす事業です。

- (1) 沖縄県内で実施される伝統芸能の公演であること(原則国立劇場おきなわ以外を公演会場とする)
- (2) 「移動かりゆし芸能公演」においては、公演会場および公演日を申請団体が決定すること
- (3) 出演者の5割以上を若手(40歳以下)で構成すること
- (4) 県内新聞社が主催する審査およびコンクールがある分野の公演においては、原則出演者の全員が、新人賞以上の賞歴があること ※子役等についてはその限りではありません
- (5) 伝統芸能公演を初めて鑑賞する観光客や一般県民向けにプログラム構成等を工夫すること
例：演目解説者を入れる・演出的な工夫や伝統を踏まえた新しい取り組みを行う等
- (6) 沖縄芝居および組踊公演には、原則字幕を用意すること

- (7) 補助対象となる事業が、「沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）」を含む国、県からの助成金または補助金を受けていないこと
- (8) 感染症拡大により通常の公演が実施できない場合に感染症防止対策を行いつつ、別の適切な方法による実施に円滑に移行できるか。

7. 補助金額の上限

補助金額は対象経費から収入等を差し引いた額で、公演区分ごとに以下に定める額が上限となります。

- | | |
|--------------------------|-------------|
| ①琉球舞踊・八重山舞踊・三線等音楽・沖縄民俗芸能 | ・・・上限 50 万円 |
| ②組踊 | ・・・上限 65 万円 |
| ③沖縄芝居 | ・・・上限 85 万円 |

8. 公演の概要について

(1) チケット料金について

公演にかかるチケット等は原則有料とし、料金については公演実施団体が収支予算等を十分検討の上、設定してください。

○販路を拡大するために WEB 販売も行うこととします。令和 3 年度については振興会において手続きを行います。WEB 購入分のチケット料金については手数料として約 10%の金額が差し引かれた金額が各公演団体の口座に振り込まれます。

○通常公演を行うことができない場合の動画配信等の料金設定については、金額指定を行いませんが、費用対効果を踏まえた料金設定とすることに努めてください。

<割引制度>

若い世代や新規来場者の開拓のため下記割引制度をご検討ください。割引制度を設定する場合は振興会にご報告ください。

- ・夫婦鑑賞割
- ・若者お誘い割（ペアのうち 1 名が大学生～30 代）
- ・お誘い割（5 名以上）
一般価格より 1 枚当り 500 円割引
- ・若者ロコミ割（大学生以下複数名で来場し、かつ令和 3 年度かりゆし公演の大学生以下のチケット半券提示により 1 名無料

※「大学生以下チケット」「若者お誘い割チケット」については入場時に証明書を確認してください。

(2) 公演時間について

公演時間は、休憩時間を含めて 90 分～120 分程度となるよう演目等を設定してください。
新型コロナウイルス感染症の影響がある場合はガイドラインに従ってください。

9. その他

(1) 感染症の影響がある場合は振興会からのガイドライン等に従ってください。また自治体、使用する会場の指示に従ってください。

(2) 公演の主催者は申請団体とし、公演会場使用料は申請団体の負担とします。なお、会場使用料は補助対象経費として計上可能です。

(3) 公演実施にあたっては、公演実施会場および振興会担当者と随時調整を図る等、密に連携を図ってください。

(4) 補助対象経費、補助対象外経費は、本要領 P.19 を参照してください。

(5) 実績確認のため振興会あてにチケットを 2 枚ご恵与ください。

(6) 公に開かれた事業となるよう、事業広報に努めてください。また、若い世代や新規来場者の開拓に向けた創意工夫にも努めてください。

(7) 成果測定のため、公演当日、来場者を対象としたアンケートを実施して下さい。当日までに指定様式のアンケートおよびクリップペンシルを用意し、折り込み作業や配布、回収作業を行ってください。

※アンケートの印刷費用（印刷製本費）、クリップペンシルの購入費（消耗品費）は補助対象経費として計上可能です。



かりゆし芸能公演 「子ども×伝統芸能公演」 募集要項

1. 目的

「子ども×伝統芸能公演」は、県民及び観光客に伝統芸能の鑑賞機会を提供するほか、次世代を担う子どもたちが沖縄の伝統芸能に触れる機会を創出することを目的に、沖縄県内で実施する公演を補助します。また令和3年度はオンラインでの公演の可能性を鑑み、オンライン等での公演も補助の対象とします。

2. 募集する公演分野

琉球舞踊、八重山舞踊、三線等音楽、沖縄民俗芸能、組踊、沖縄芝居

3. 公演会場

申請団体が選択できます。(ただし、沖縄県内で実施される公演に限ります。)会場の選定にあたっては使用条件など会場提供者と充分確認の上、申請者が事業の主催者として責任を持って会場の確保を行ってください。会場は、劇場や公民館に限りません。多くの県民が集う場所(大型ショッピングセンター、祭り会場等)や学校公演での実施等これまでにないアイデアも歓迎します。

4. 公演日程等

令和3年6月1日～令和4年2月28日の期間内に、沖縄県内で実施される公演に限ります。

5. 申請方法

公演を希望する会場、公演日程を、様式第1号(補助金交付申請書)の公演希望日欄に記載し、申請してください。

また、感染症拡大により通常公演が困難になった場合の対応方法を申請書に記載した選択肢の中から選んでいただきます。実際に通常公演が出来なくなった場合は変更申請書を提出していただきます。配信等に変更した場合は、予算の範囲内で別途支援を検討しています。

6. 補助対象公演の要件

補助の対象となるのは、以下の要件を全て満たす事業です。

- (1) 沖縄県内で実施される、伝統芸能の公演であること
- (2) 「子ども×伝統芸能公演」においては、公演会場および公演日を申請団体が決定すること
- (3) 出演者の2割以上を18歳未満で構成すること
- (4) 子どもたちが、沖縄の伝統芸能に親しむことができるなど、理解促進・参加促進の取り組みがあること(具体的に記載してください)

例 ・子どもが楽しめる伝統芸能体験ワークショップ
・鑑賞ポイントや魅力のわかりやすい説明等、見せ方に工夫のある取り組み

・地域の伝統芸能などに関する講話等

(5) 沖縄芝居および組踊公演には、原則字幕を用意すること

(6) 補助対象となる事業が、「沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）」を含む国、県からの助成金または補助金を受けていないこと

(7) 上記の要件を満たしたオンラインでの公演も可能なこと

7. 補助金額の上限

補助金額は対象経費から収入等を差し引いた額で、公演区分ごとに以下に定める額が上限となります。

- | | |
|--------------------------|-------------|
| ①琉球舞踊・八重山舞踊・三線等音楽・沖縄民俗芸能 | ・・・上限 50 万円 |
| ②組踊 | ・・・上限 65 万円 |
| ③沖縄芝居 | ・・・上限 85 万円 |

8. 公演の概要について

(1) チケット料金について

公演にかかるチケット等は原則有料とし、料金については公演実施団体が収支予算等を十分検討の上、設定してください。

○販路を拡大するために WEB 販売も行うこととします。令和 3 年度については振興会において手続きを行います。WEB 購入分のチケット料金については手数料として約 10%の金額が差し引かれた金額が各公演団体の口座に振り込まれます。

○通常公演を行うことができない場合の動画配信等の料金設定については、金額指定を行いませんが、費用対効果を踏まえた料金設定とすることに努めてください。

<割引制度>

若い世代や新規来場者の開拓のため下記割引制度をご検討ください。割引制度を設定する場合は振興会にご報告ください。

- ・夫婦鑑賞割
- ・若者お誘い割（ペアのうち 1 名が大学生～30 代）
- ・お誘い割（5 名以上）

一般価格より 1 枚当り 500 円割引

- ・若者ロコミ割（大学生以下複数名で来場し、かつ令和 3 年度かりゆし公演の大学生以下のチケット半券提示により 1 名無料

※「大学生以下チケット」「若者お誘い割チケット」については入場時に証明書を確認してください。

(2) 公演時間について

公演時間は、休憩時間を含めて 90 分～120 分程度となるよう演目等を設定してください。
新型コロナウイルス感染症の影響がある場合はガイドラインに従ってください。

9. その他

- (1) 感染症の影響がある場合は振興会からのガイドライン等に従ってください。また自治体、使用する会場の指示に従ってください。
- (2) 公演の主催者は申請団体とし、公演会場使用料は申請団体の負担とします。なお、会場使用料は補助対象経費として計上可能です。
- (3) 公演実施にあたっては、公演実施会場および振興会担当者と随時調整を図る等、密に連携を図ってください。
- (4) 補助対象経費、補助対象外経費は、本要領 P.19 を参照してください。
- (5) 実績確認のため振興会あてにチケットを 2 枚ご恵与ください。
- (6) 公に開かれた事業となるよう、事業広報に努めてください。また、若い世代や新規来場者の開拓に向けた創意工夫にも努めてください。
- (7) 成果測定のため、公演当日、来場者を対象としたアンケートを実施して下さい。当日までに指定様式のアンケートおよびクリップペンシルを用意し、折り込み作業や配布、回収作業を行ってください。
※アンケートの印刷費用（印刷製本費）、クリップペンシルの購入費（消耗品費）は補助対象経費として計上可能です。



補助の対象となる経費（補助対象経費）・補助対象とならない経費（補助対象外経費）

本事業の補助の対象となる経費は、下表に掲げる公演の実施に際し直接必要と認められるものに限ります。対象経費について不明な点は、担当あてにお問い合わせください。

区分	補助対象経費	補助対象外経費
①謝金	舞台監督・演出・指導者への謝金 出演者（立方・地謡等）・アナウンス・裏方スタッフ等への謝金	公演実施に直接必要と認められない経費
②賃借料 ※	公演の稽古に係る稽古場使用料、リハーサル・本番日の楽屋としての稽古場使用料等 公演時に使用する劇場付帯設備・大道具小道具・衣装等	申請団体の事務所等を維持するための恒常的な経費等
③印刷製本費	チラシ・ポスター等広報物の印刷費 プログラム・チケット・アンケート印刷費	主に有料での配布を目的とする印刷物の作成費
④通信運搬費	公演実施にかかる郵送費等	電話・ファックス・電子メール代
⑤消耗品	クリップペンシルの購入費等、公演実施に直接必要な消耗品の購入費 （一品の取得金額が3万円未満のもの）	備品等の購入費 （一品の取得価格が3万円以上のもの）
⑥字幕使用料	オペレーター、プロジェクター等、字幕使用に関する費用	公演実施に直接必要と認められない経費
⑦広報宣伝費	テレビ・新聞等の広告費等	補助事業以外の広報にかかる広報費等
⑧食糧費	リハーサルおよび本番当日の弁当代	リハーサル、本番当日以外の弁当代、菓子飲物代、ケータリング、オードブル代等
⑨旅費・宿泊費	公演実施にかかる出演者等の旅行にかかる旅費宿泊費	公演実施に直接必要と認められない経費 （ファーストクラス、ビジネスクラス料金等）
⑩撮影費	公演時の写真・映像等の撮影費用	公演実施に直接必要と認められない経費
⑪マネジメント料	企画制作費用等	公演実施に直接必要と認められない経費
⑫委託費	チケットの委託販売にかかる経費 音響照明等、公演実施に必要な業務委託費 動画配信、DVD制作等に係る費用	公演実施に直接必要と認められない経費
⑬手数料	チケット販売手数料等	振込手数料
その他		収入印紙の購入費用 交際費、接待費、取材・会議・企画等打ち合わせ・打ち上げに係る経費 記念品・各個人への支給品、予備費等

※「国立劇場おきなわ公演」における劇場使用料は、振興会が負担します。「移動かりゆし芸能公演および「子ども×伝統芸能公演」における会場使用料は、申請団体の負担とします。（補助対象経費として計上可）

実績報告時に、支出を証明する証憑書類として、すべての領収書等のコピーを提出していただきます。



交付決定後のお願いと注意点

1. チラシ・ポスター・プログラム等印刷物への表示について

- ・補助を受けることが決定した公演の印刷物には、以下のロゴマーク（花笠ロゴ）および事業名（沖縄県伝統芸能公演 かりゆし芸能公演）を必ず明記してください。
- ・ロゴマークおよび事業名の表記がない印刷物の作成に要した経費は、補助対象経費と認められない場合があります。印刷物の制作前に、必ず事業担当者の確認を取ってください。

かりゆし芸能公演ロゴマーク：



2. 事業ホームページおよび広報物への情報掲載について

- ・補助を受けることが決定した公演については、申請書に明記された情報を元に、振興会が設置するホームページおよび振興会が作成する広報物等に情報を掲載します。あらかじめご了承ください。
- ・公に開かれた公演となるよう事業広報に努めてください。

3. 公演終了後の実績報告について

(1) 補助団体は、公演終了後 30 日以内または 4 月 10 日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて振興会あてに提出してください。

- (ア) 補助事業実績報告書（様式第 6 号）
- (イ) 事業収支決算書
- (ウ) 支出を証明する証憑書類（領収書等）
- (エ) 公演実施の状況が分かる記録写真等
- (オ) 上記のほか、振興会が必要と認める書類

4. 補助金の請求・支払いについて

振興会は、前述の実績報告書に基づき補助金の額を確定し、補助額確定通知書（様式第 7 号）により補助団体に通知します。補助団体は、確定通知書を受け取った日から起算して 10 日以内に、補助金交付請求書（様式第 8 号）を振興会あてに提出してください。なお、実際に指定先口座あてに補助金が支払われるまで 2 週間程度の時間を要します。あらかじめご承知おきください。

5. チケットの販売について

チケットの販売方法等について、振興会から指示がある場合にはご対応をお願いします。

※国立劇場おきなわを会場とする公演については、国立劇場おきなわチケットカウンターで必ずチケット販売を行ってください。

6. 公演実施に向けて

- ・交付決定後、公演実施に向けた事業説明会を実施しますので、必ずご参加ください。
- ・公演実施に向けては、各補助団体と個別に調整を図ります。公演実施会場および振興会担当者と随時調整を図る等、密に連携を図ってください。

本補助金を不正に受給したり使用したりする不正行為は、沖縄文化の活動全体に対する信頼を失うこととなります。公的資金＝貴重な税金を使用していることを十分に理解し、社会性と倫理を持って、適正に事業を行ってください。

Q&A

Q 1 令和2年度までのかりゆし芸能公演から、変わったところはどこですか？

A 1 感染症拡大等で通常公演が出来なくなった場合、配信等での公演が可能になりました。

Q 2 県外からの出演者も居ますが、その人の旅費は対象経費になりますか？

A 2 沖縄県外からの出演者の旅費宿泊費も補助対象経費です。(精算時別途必要書類があります)

Q 3 3つの公演区分で補助金の上限額が異なるのはなぜですか？

A 3 「移動かりゆし芸能公演」および「子ども×伝統芸能公演」においては、会場使用料が申請団体負担となるため、「国立劇場おきなわ公演」よりも増額した補助金額を設定しています。

Q 4 3つの補助メニューは同時に申請可能ですか？

A 4 同時に申請が可能です。ただし、申請をすれば必ず補助を受けられるものではありません。ご不明な点は担当者あてにお問い合わせください。

Q 5 公演場所の会場使用料は団体が負担するのですか？

A 5 「国立劇場おきなわ公演」におけるリハーサルおよび本番当日の会場使用料は振興会が負担します。「移動かりゆし芸能公演」および「子ども×伝統芸能公演」においては、会場使用料は申請団体負担とします。ただし、本事業の補助対象経費として計上可能です。

Q 6 公演で使用する背景幕や舞台装置、音響機器等の付帯備品使用料は団体が負担するのですか？

A 6 申請団体の負担となりますが、補助対象経費として計上可能です。補助対象経費の一覧をご確認ください。

Q 7 衣装や小道具等の制作を行った場合、補助対象となりますか？

A 7 備品等の購入費は対象外となりますが、3万円未満の消耗品は補助対象経費となります。

Q 8 公演の手合わせのために借りた稽古場費は補助対象となりますか？

A 8 補助対象となります。但し、普段の稽古であることが明らかな場合は、補助対象となりません。

Q 9 地区の公民館や学校の体育館などで実施する芸能公演も補助の対象となりますか？

A 9 補助の対象となります。詳しくは個別に担当者あてにお問い合わせください。

Q 10 公演会場の候補としている施設が、申請時に予約できません。

A 10 施設によっては事業実施月の数か月前からしか予約申請の受付ができない場合があります。各施設の申請方法を個別にご確認いただき、本事業への申請にあたっては、公演の予定会場、予定の日程を補助金交付申請書に記載してください。

Q 11 公演動画の配信に係る費用は、対象経費になりますか？

A 11 対象経費です。動画の撮影や編集、配信等一括で委託する場合は「委託費」、撮影のみ別で発注した場合は「撮影費」などに振り分けられます。